

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究」
（H28-医療-一般-005）
分担研究報告書

歯科衛生士および歯科技工士の復職支援等に関する事例の収集と検討

研究分担者	大島 克郎（日本歯科大学東京短期大学 教授）
研究代表者	安藤 雄一（国立保健医療科学院 統括研究官）
研究分担者	大内 章嗣（新潟大学大学院医歯学総合研究科 教授）
研究協力者	青山 旬（栃木県立衛生福祉大学校歯科技術学部 歯科技術学部長）
研究協力者	瀬古口精良（公益社団法人日本歯科医師会 常務理事）
研究協力者	武井 典子（公益社団法人日本歯科衛生士会 会長）
研究協力者	杉岡 範明（公益社団法人日本歯科技工士会 会長）
研究協力者	夏目 克彦（公益社団法人日本歯科技工士会 専務理事）
研究協力者	合場千佳子（全国歯科衛生士教育協議会 講習担当理事）
研究協力者	白鳥たかみ（全国歯科衛生士教育協議会 広報・調査担当理事）
研究協力者	尾崎 順男（全国歯科技工士教育協議会 会長）
研究協力者	鈴木 哲也（全国歯科技工士教育協議会 副会長）

研究要旨

本研究では、都道府県や関係機関・団体等で行われている歯科衛生士および歯科技工士の復職支援等に関する取組について、個別に特色のある事例を収集することにより、具体的な実施方法を把握するとともに、それぞれの職種の安定供給に向けた方策を検討するうえでの基礎資料を得ることを目的とした。

調査対象は、都道府県や関係機関・団体等が実施主体となり行っている歯科衛生士または歯科技工士の人材確保等を目的とした復職支援に関する取組であるが、この際、復職支援を主に掲げている事業だけではなく、就業や就学を支援する体制が整備されている事業も含め、幅広く対象を設定した。事例の収集にあたっては、本研究に参画する研究協力者等を通じて収集し、特色のある事業を実施していると判断された取組に対して、現地視察や関係者インタビュー、情報提供依頼等を行った。

その結果、計7事例として絞り込み整理を行った。事業内容としては、歯科衛生士に関しては、歯科診療所への復職を目的とした相談会・研修会や、行政機関や県歯科医師会において行われている事業に非常勤として勤務し、その知識や技術等を活用できる取組など、さまざまな取組の収集が可能であった。また、歯科技工士に関しては、歯科技工所等への復職を目的とした研修会や、就学支援等に関する取組を収集した。

今回、収集した事例は一部の地域の取組を抽出したものであるが、今後、歯科衛生士および歯科技工士の安定供給に向けた方策をより詳細に検討するため、それぞれの職種の就業状況を把握するとともに、地域や就業形態に応じた需給分析を併せて行う必要がある。

A. 研究目的

歯科衛生士および歯科技工士の人材確保については、国民に対して質の高い歯科保健医療サービスを提供する観点から、常に安定供給に向けた対策を講じていくことが肝要である。とりわけ今後の急速な高齢化の進展を踏まえ、歯科衛生士による口腔衛生管理や歯科技工士による義歯作製等のニーズの高まりが予測されることから、その検討は急務である。しかし、本研究班の分担研究報告において、歯科衛生士の人材確保は困難な状況にあり、その不足が顕著になっていることを分析するとともに、歯科技工士についても、現在の就業状況等を踏まえると、将来的に就業者数の大幅な減少が見込まれることを予測した^{1,2)}。

こうした中、歯科衛生士はほとんどが女性であり、歯科技工士も近年では女性の割合が高まってきたことから、出産・育児等で離職した女性の復職に注目が集まり、復職支援に向けた取組が全国各地で展開されている³⁾。しかし、その内容は多種多様であり、効率的な方策については模索状態にあることが考えられる。

そこで本研究では、都道府県や関係機関・団体等で行われている歯科衛生士および歯科技工士の復職支援等に関する取組について、本研究に参画する研究協力者等を通じて幅広く収集し、特色ある取組を実施していると判断された事例に対して、現地視察や関係者インタビュー等を行うことにより、具体的な実施方法を把握するとともに、それぞれの職種の安定供給に向けた方策を検討するうえでの基礎資料を得ることを目的とした。

B. 研究方法

調査対象は、都道府県や関係機関・団体等が実施主体となり開催している歯科衛生士および歯科技工士の安定供給に向けた復職支援等に関する取組であるが、この際、復職支援を主に掲げている事業だけではなく、就業や就学を支援する体制が整備されている事業も含め、幅広く対象を設定した。調査に先立ち、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本歯科衛生士会、公益社団法人日本歯科技工士会、全国歯科衛生士教育協議会および全国歯科技工士教育協議会の関係機関・団体等から研究協力者を選出いただき、一堂に会して情報交換等を行った。

実際の事例収集にあたっては、公益社団法人日本歯科衛生士会、公益社団法人日本歯科技工士会、全国歯科衛生士教育協議会、全国行政歯科技術職連絡会等の関係機関・団体等を通じて、関係する事業の情報提供を依頼した。この中から、事業が系統的に行われているとともに、事業実施者間の連携が構築されており、取組が比較的進んでいると思われた事例を対象として、当該機関・団体等への依頼のうえ、適宜、現地視察や関係者インタビュー、資料提供等を行った。これらの方法により得られた資料等に基づき、事業ごとにその特徴を整理した。

(倫理的配慮)

本研究は、都道府県や関係機関・団体等で実施している取組を収集することを主目的としており、倫理的配慮を要する内容を含んでいない。ただし、復職を希望し事業に参加している者などの特定の個人情報に関しては、十分な配慮のもと情報収集を行った。

C. 研究結果

本研究において、収集を行った事業の一覧を表1に示す。今回は、計8事業を収集し7事例として整理した。以下、各事業の概要について項目ごとに記す。なお、資料等に基づいた結果は、後段において詳細を示す。

表1 本調査において対象とした事業一覧

調査対象 (情報提供協力団体等)	事業概要
新潟県歯科医師会	復職を希望する歯科衛生士や歯科技工士を対象として、平成26年度から「歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業」を実施している。平成28年度は、地域相談会や研修会等を計10回開催。
兵庫県	平成27年度に実施した歯科衛生士の就業に関する実態調査を踏まえて、平成28年度には、研修や講座等を開催し、知識や技術が学べる場を提供することで、復職に不安のある歯科衛生士の支援を行った。
愛知県歯科医師会	歯科衛生士再就業支援事業の一環として歯科診療所における歯科衛生士の雇用および実態やニーズ、歯科衛生士の望む勤務形態、復職の課題等を把握し、現在未就業の歯科衛生士に対する再就業支援の資料とするため、歯科衛生士及び歯科医師への調査を実施した。
埼玉県歯科医師会 上越歯科医師会	在宅歯科医療連携室等において、歯科衛生士を活用することにより、在宅歯科医療に関する相談対応や受診調整等の機能強化を図っている。
秋田県	歯科口腔保健の推進に関する法律に規定する口腔保健支援センターの機能を活用するために、歯科衛生士を非常勤職員として県に配置することにより、歯科保健活動を実施している。
島根県歯科医師会	歯科衛生士学生等の地域歯科医療体験ツアーや歯科衛生士復職応援セミナー等を通じた、歯科衛生士の確保。
栃木県（栃木県立衛生 福祉大学校）	中学校等を対象として、理科の授業と歯科技工学とを関連付けた出張授業を実施している。この取組により、理科の重要性を学ぶことができるとともに、歯科技工士という職業を知ることができる。

1. 新潟県歯科医師会における歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業について

事例1として、新潟県の委託を受け、新潟県歯科医師会において実施している「歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業」の調査結果を記す。新潟県歯科医師会では、復職を希望する歯科衛生士や歯科技工士を対象として、平成26年度から「歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業」を実施している。この事業は、県内の歯科衛生士・歯科技工士の確保を図るため、課題解決に向けた協議や離職した歯科衛生士等の復職支援を行い、在宅や診療所等における安全かつ質の高い歯科医療・口腔ケアの安定的な提供を図ることを目的とし、事業展開を図っている。新潟県では、県内に歯科衛生士学校が3校、歯科技工士学校が1校あるものの、県内の歯科衛生士および歯科技工士の慢性的な人材不足に陥っている背景から、こうした取組を実施するに至っている。

同事業では県歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会および各養成施設の担当者を構成員とする協議会を設置し、課題の整理や事業計画の検討、事後評価を行っているほか、県内各地域において(1)歯科衛生士の復職支援研修(離職した歯科衛生士の復職支援や復職後のフォローアップのための研修)、(2)歯科技工士の復職支援研修(離職した歯科技工士の復職支援や復職後のフォローアップのための研修)、(3)地域相談会(復職に関する不安を解消するため、歯科診療所等の地域で活動する歯科衛生士や歯科技工士との情報交換を行うなど、復職を支援するための相談会を開催)を実施している。

2. 兵庫県・兵庫県歯科衛生士会における歯科衛生士への復職支援事業について

事例2として、兵庫県・兵庫県歯科衛生士会において実施している「歯科衛生士への復職支援事業」の調査結果について記す。兵庫県健康増進課では、歯科衛生士の離職の状況やその原因、復職に関する希望等を把握することにより、実態に即した支援策を検討し、歯科衛生士が復職しやすい体制づくりの一助とするため、平成27年度に歯科衛生士の就業に関する実態調査を実施している。この調査は、兵庫県立総合衛生学院と兵庫歯科学院専門学校の卒業生の計3,580人を対象として行われており、1,394人からの回答を得ている(38.9%)。この結果、離職者の半数近くが復職への希望があるものの、自身の知識や技術への不安から、復職に結びついていない現状があった。また、歯科診療所だけでなく高齢者施設等、歯科衛生士が勤務可能な分野が広がっている一方で、復職に関する相談を行える機関が少ないことから、研修や講座等を実施し、知識や技術が学べる場を提供することで、復職に不安のある歯科衛生士の支援を行うに至った。

平成28年度の事業内容は、県が行う「歯科衛生士の復職支援検討会議」と、県歯科衛生士会が行う「歯科衛生士復職支援研修会」および県健康福祉事務所(保健所)が行う「歯科衛生士復職支援講座」からなる。

3. 愛知県歯科医師会における歯科衛生士就業実態調査について

事例3として、愛知県が愛知県歯科医師会に委託して行った歯科衛生士就業実態調査について記す。本調査は、「歯科衛生士調査」と「歯科医師調査」という異なる2つの調査から成り、「歯科衛生士調査」では愛知県下在住の歯科衛生士を、「歯科医師調査」では愛知県下全域の歯科診療所の開設者を調査対象としている。すなわち、愛知県という同一地域内において歯科医院に雇われる側と雇う側との両方の異なる立場の当事者を対象としたという点で、おそらく本邦初の調査事例と思われる。また「歯科衛生士調査」において歯科衛生士の就業形態が詳細に調査されている点と、「歯科医師調査」では、歯科衛生士の不足人数が調査され、県における歯科衛生士の不足人数が2769人と推計されている点も他の調査にはない特長といえる。これらの調査から得られた結果は、同県で進められている復職支援事業(カムバック研修会)等に活かされている。

4. 在宅歯科医療連携室における歯科衛生士を活用した取組事例

事例4として、埼玉県歯科医師会および新潟県歯科医師会における取組(上越歯科医師会を中心として)の調査結果を示す。これらの二つの取組については、復職支援を主に掲げている事業

ではないが、在宅歯科医療連携室において歯科衛生士を活用し、機能強化を図っていることから収集を行ったものである。

埼玉県および埼玉県歯科医師会においては、歯科保健医療を必要としながら提供されていない高齢者等に対して在宅歯科医療・歯科保健を提供する観点から、地域で相談できる窓口を設置し、適切な歯科医療を提供する体制づくりを行うことを目的として、平成26年度から「地域在宅歯科医療推進体制整備事業」を開始した。

この事業では、県内19地域に在宅歯科医療を推進するための拠点を設置し、歯科衛生士を配置して相談対応や受診調整を行うとともに、在宅歯科医療・歯科保健を推進するために新たに必要となる歯科衛生士を確保するため、復職支援のための研修会や相談会を実施している。

平成29年2月時点において、141名の歯科衛生士を非常勤職員として配置し、具体的な業務としては、在宅歯科医療に関する相談業務や歯科訪問診療の調整、また入院患者の歯科保健状況の把握などを中心として在宅歯科医療の推進に関する取組を展開している。

一方、新潟県では、平成18年3月に上越歯科医師会が、同会の独自事業として「訪問口腔ケアセンター」を設置していた。同センターの役割は訪問口腔ケア（訪問歯科衛生指導や歯科衛生士による居宅療養管理指導等）を円滑に実施していくために必要となる歯科衛生士の人材バンク機能と歯科診療所等からの出務依頼とのマッチング機能を中核としたものであった。その後、平成22年度から開始された厚生労働省の補助事業（在宅歯科医療連携室整備事業）を契機に、新潟県から新潟県歯科医師会の委託事業として在宅歯科医療連携室整備事業が開始され、上越歯科医師会では従来からの訪問口腔ケアセンターの機能に加え、在宅歯科医療連携室としての医療・介護等、関連多職種との連携窓口、在宅歯科医療希望者等の一般市民の窓口、訪問歯科医療従事者の負担軽減の支援等の業務を追加した。併せて、こうした取組の今後の水平展開を見据えて、平成23年にモデル地区として佐渡歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置したほか、平成26年度の医療介護総合確保基金の創設を受け、在宅歯科医療連携室の県内全域への展開を決定し、平成28年度までに県歯科医師会の基幹連携室を含め、計14カ所の在宅歯科医療連携室を設置し、同連携室に配置した歯科衛生士（非常勤）および登録歯科衛生士を中心とした訪問等による病院、介護施設・事業所等との連携体制の構築、一般住民および関係者からの相談・依頼への対応など、在宅歯科医療、地域包括ケアの推進に向けた取組を行っている。

5. 秋田県における口腔保健支援センターでの非常勤歯科衛生士の雇用による事業の機能強化

事例5として、秋田県において実施している「口腔保健支援センター」について記す。平成23年8月に公布・施行された歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、都道府県・政令市等は口腔保健支援センターを設置できることとなった。秋田県では、これに基づき、県内の歯科口腔保健のより一層の推進のため、平成24年4月に「秋田県口腔保健支援センター」を設置し、歯科衛生士4名を非常勤職員として県の財源で雇用することとなった。具体的な取組内容として、(1)市町村に対する歯科保健に関する情報提供等、(2)社会福祉施設、学校等における歯科保健関係者に対する歯科保健指導等、(3)調査研究等の補助等を実施している。

国は口腔保健支援センターの設置を推進するとともに、人的資源として、行政に勤務する歯科

衛生士等の積極的な配置を促進している。秋田県における歯科衛生士を活用した口腔保健支援センター推進事業は、全国に先駆けて取組を開始した経緯があり、こうした口腔保健支援センターの運営を通じた歯科衛生士の配置および活動は、未就業等の歯科衛生士の就業モデルとなり得る。

6. 島根県における歯科衛生士学校養成所の学生等による地域歯科医療体験学習について

事例6として、島根県において実施されている歯科衛生士学生等のための地域歯科医療体験ツアーを示す。島根県の歯科診療所あたりでみた歯科衛生士数は全国的に高い⁴⁾が、同県の西部地域では歯科衛生士不足が顕著であることから、平成25年度より同県西部以外の自治体に在住する歯科衛生士学生等を対象に、同県西部地域の歯科医療機関現場への二泊三日による体験ツアーが開始された。平成28年度から歯科技工士学生も参加対象として加わるようになり、平成25～28年度で38名が参加した。このような試みは他地域では例がなく、ユニークな試みといえる。

7. 栃木県（栃木県立衛生福祉大学校）における中学生等を対象とした理科と歯科技工とを関連付けた出張授業

事例7として、栃木県立衛生福祉大学校歯科技術学部が県内の中学校等に実施している出張授業について記す。同校では、県内の中学校等の生徒に対して、理科の授業と歯科技工とを関連付けて、高等学校までの理科の理解が重要であることを学ぶための出張授業の取組を実施している。実際の授業内容では、歯科技工士とはどのような職業かを説明するとともに、歯科治療に用いられる歯科材料の性質等について、物理、化学、生物等の知識を用いて、説明を行っている。また、実際に指の印象採得を行い、石膏模型を作製し、授業終了後は模型を生徒一人ひとりに対してお土産として配布している。

この取組を実施することにより、授業科目の一つである理科の重要性を学ぶことができるとともに、歯科技工士という職業を知ることができる。延いては、理科で学ぶ内容が実際の職業において活かされていることを知ることができる。

D. 考察

本研究では、都道府県や関係機関・団体等が実施主体となり行っている歯科衛生士または歯科技工士の復職支援に関する取組等の人材確保を目的とした事例の収集を行ったが、この際に、復職支援を主に掲げている事業だけではなく、就業や就学を支援する体制が整備されている事業も含め、幅広く対象を設定する点に留意した。また、これらの取組に対して、今回は特に評価等は行わなかった。この理由として、復職支援に関する取組は多様な内容が実施されているが³⁾、いずれも事業開始からまだ間もないことに加え、復職を検討するにあたっては様々な課題も生じ得ることから、現段階において、これらの取組の評価の視点をどのように設定するかは困難であり、寧ろ個人の希望する就業形態により、その能力を十分に発揮できる職場への定着等が可能な取組を抽出した方が、安定供給という観点からは現実的であると考えたからである。

その結果、計7事例として絞り込み事業ごとに整理を行った。事業内容としては、歯科衛生士に関しては、歯科診療所への復職を目的とした相談会・研修会や、行政機関や県歯科医師会にお

いて行われている事業に非常勤として勤務し、その知識や技術等を活用できる取組など、さまざまな取組の収集が可能であった。また、歯科技工士に関しては、歯科技工所等への復職を目的とした研修会や、就学支援等に関する取組を収集した。今回はアウトカムまで評価することは困難であり、事業の概観を調査するに留めたが、現在、多くの各都道府県や関係団体等では、こうした取組が実施されており、今後の事業展開が期待される。

なお、歯科衛生士や歯科技工士の安定供給を検討するにあたっては、地域や就業形態によって背景や課題も異なることから、その対応も多角的な視点から捉える必要がある。併せて、歯科衛生士はほとんどが女性、歯科技工士も女性割合が増加してきたことから、単に職種としての就業状況等を分析するだけでなく、女性にとって働きやすい職場環境という視点からの検討も加味する必要がある。いわゆるM字カーブはわが国特有の継続就業の困難性を示すものであり⁵⁾、若年層の歯科衛生士や歯科技工士が多様な就業形態が選択できるようなモデルを構築していくことが肝要である。

今回、収集した事例は一部の地域の取組を抽出したものであるが、今後、歯科衛生士および歯科技工士の安定供給に向けた方策をより詳細に検討するため、それぞれの職種の就業状況を把握するとともに、地域や就業形態に応じた需給分析を併せて行う必要がある

謝辞

本研究の実施にあたりご協力をいただきました、一般社団法人新潟県歯科医師会の佐藤圭一氏、渡辺和宏氏、土屋信人氏ほか事務局の皆様、一般社団法人埼玉県歯科医師会の深井稜博氏、秋田県庁の小畑充彦氏、兵庫県庁の大西菜摘氏、田村安理沙氏、愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課および一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人島根県歯科医師会の各位におかれましては、謹んで感謝の意を表します。

E. 結論

本研究では、都道府県や関係機関・団体等で行われている歯科衛生士および歯科技工士の復職支援等に関する取組について、計7事例として絞り込み整理を行った。事業内容としては、歯科衛生士に関しては、歯科診療所への復職を目的とした相談会・研修会や、行政機関や県歯科医師会において行われている事業に非常勤として勤務し、その知識や技術等を活用できる取組など、さまざまな取組の収集が可能であった。また、歯科技工士に関しては、歯科技工所等への復職を目的とした研修会や、就学支援等に関する取組を収集した。

今回、収集した事例は一部の地域の取組を抽出したものであるが、今後、歯科衛生士および歯科技工士の安定供給に向けた方策をより詳細に検討するため、それぞれの職種の就業状況を把握するとともに、地域や就業形態に応じた需給分析を併せて行う必要がある。

F. 健康危険情報

(総括研究報告書において記載)

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

I. 参考文献

- 1) 小原由紀, 安藤雄一: 歯科診療所における歯科衛生士不足の現状に関する研究, 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 分担研究報告書, 2017 年 5 月.
- 2) 大島克郎, 安藤雄一, 青山旬, 恒石美登里: 歯科技工に関する需給分析～社会医療診療行為別調査/統計を中心とした義歯装着数の推移と将来予測～, 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 分担研究報告書, 2017 年 5 月.
- 3) 大島克郎, 安藤雄一, 武井典子, 杉岡範明, 夏目克彦, 合場千佳子, 白鳥たかみ: 歯科衛生士および歯科技工士の復職支援に関する取組の現状把握, 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 分担研究報告書, 2017 年 5 月.
- 4) 厚生労働省: 医療施設調査, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1.html> (2016 年 12 月 5 日アクセス)
- 5) 内閣府男女共同参画局: 平成 28 年版男女共同参画白書, 2016 年 5 月.

新潟県歯科医師会における歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

事業名：歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業

事業実施体制：新潟県（一般社団法人新潟県歯科医師会に委託）

情報提供協力者：一般社団法人新潟県歯科医師会

○ 事業内容等について

一般社団法人新潟県歯科医師会では、県からの委託事業として、復職を希望する歯科衛生士や歯科技工士を対象とした「歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業」を平成 26 年度から実施している。新潟県では、県内に歯科衛生士学校（大学・短期大学）が 3 校、歯科技工士学校（短期大学）が 1 校あるものの、県内の歯科衛生士および歯科技工士の慢性的な人材不足に陥っている背景から、こうした取組を実施するに至っている。

歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業は、県内の歯科衛生士・歯科技工士の確保を図るため、課題解決に向けた協議や離職した歯科衛生士等の復職支援を行い、在宅や診療所等における安全かつ質の高い歯科医療・口腔ケアの安定的な提供を図ることを目的としている。同事業では、県歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会および各歯科衛生士・歯科技工士学校の担当者を構成員とする協議会を設置し、各歯科衛生士・歯科技工士学校卒業者を対象としたアンケート調査をはじめとした課題の整理や各年度における事業計画の検討、事後評価を行っている。県内各地域で実施する支援事業は大きく三つに分かれ、(1) 歯科衛生士の復職支援研修（離職した歯科衛生士の復職支援や復職後等のフォローアップのための研修）、(2) 歯科技工士の復職支援研修（離職した歯科技工士の復職支援や復職後等のフォローアップのための研修）、(3) 地域相談会（復職に関する不安を解消するため、歯科診療所等の地域で活動する歯科衛生士や歯科技工士との情報交換を行うなど、復職を支援するための相談会を開催）が行われている。

平成 28 年度歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業では、歯科衛生士相談会・研修会を新発田会場（イクネスしばた）、柏崎会場（柏崎市歯科医師会館）、県央会場（燕三条ワシントンホテル）、新潟会場（新潟県歯科医師会館）の計 4 会場で行うとともに、復職者・新規就業者等を対象とした歯科衛生士研修会を明倫短期大学と日本歯科大学新潟短期大学の 2 会場において、また、歯科技工士相談会・研修会を新潟県歯科医師会館、新潟県歯科技工士会館の 2 会場で開催している。

これらの事業のうち、平成 29 年 2 月 26 日に開催された地域相談会および研修会（平成 28 年度第 3 回歯科衛生士のための復職支援地域相談会・研修会）に関しては、現地訪問のうえヒアリング等を行った。当日の事業概要は表 1 のとおりである。

なお、本事業の開催前には、ホームページやリーフレットでの案内のみならず、新聞広告等に掲載するなど、幅広く周知を行っていた（図 1）。

表1 平成28年度第3回歯科衛生士のための復職支援地域相談会・研修会（H29.2.26日視察）

総合司会：三条市歯科医師会理事 渡辺 和宏 氏

第1部（9:00～12:00）

1. 開会挨拶（新潟県歯科医師会常務理事 佐藤 圭一 氏）
2. 地域相談会
 - （進行 NPO法人まちづくり学校 副代表理事 斎藤 主税 氏）
 - ①地域歯科保健従事の歯科衛生士（説明 新潟県歯科衛生士会 辻野 和佳子 氏）
 - ②在宅歯科医療連携室の歯科衛生士（説明 新潟県歯科衛生士会 儀藤 道子 氏）
 - ③診療所勤務歯科衛生士（説明 明倫短期大学附属歯科診療所 小林 智美 氏）
3. グループディスカッション

第2部（13:00～14:30）

1. 講演等
 - ①講演「在宅医療の現場において歯科衛生士の希望すること」（言語聴覚士 堂井 真理 氏）
 - ②「燕三条における在宅歯科医療連携室の活動について」（燕歯科医師会 土屋 信人 氏）
2. 閉会



図1 歯科衛生士のための復職支援地域相談会・研修会の広告

地域相談会においては、NPO法人まちづくり学校の担当者の進行のもと、現職歯科衛生士による簡単な職務紹介と現職と離職者を混在させたグループによるディスカッションを中心としたプログラムが組まれていた。このグループディスカッションでは、復職に向けた課題・不安や求められる支援等をテーマとして参加者が様々な議論を行っていた（図2）。事業担当者によると、このグループディスカッションは参加者間のネットワークの構築に力点を置いており、この理由として、こうした関係がその後の復職等をする際の情報ツールの一つになり得るとの説明であった。表2に参加者によるグループディスカッションの感想を示す。



図2 グループディスカッションの様子

表2 グループディスカッション等の感想

-
- ・ 様々な環境にいる方の悩み、意見を聞けて同じ思いをしている人の多さに安心をしました。
 - ・ 衛生士のいろいろな働き方がわかってよかったです。
 - ・ 楽しく、色々なお話を聞くことができました。不安な気持ちは、人と接することで少なくなるように思いました。
 - ・ 同じ歯科衛生士でもいろいろな職場で働かれていること、活動内容がよくわかりました。
 - ・ 在宅歯科医療連携室に興味があります。
 - ・ いろいろな立場の方のお話を聞いて良かったです。
 - ・ 在宅の治療などの話が聞いて勉強になりました。
 - ・ こういう形のワークショップはぜひ今後も継続してどんどんするべきだと思います。もっと多くの方に参加してほしいと思いました。
 - ・ 今現在どういう方法で活動しているか聞けたので、大変参考になりました。
 - ・ それぞれの立場での不安や悩みを共有できた。
 - ・ 悩みに直接アドバイスなどをもらえるので、よかったですと思います。
 - ・ 初めて加茂田上地域にも仕事、業務をされていることがわかった。地域に根差した業務ができるように考えてみたいと思った。
 - ・ 歯科から遠ざかっていた期間の長さの不安を解消することができ、有意義でした。
 - ・ 周辺地域で活躍している様々な立場の方からの情報を知ることができ、今後の参考にできそう。
 - ・ 高齢者に対しての歯科医療の在り方について勉強させられました。まず何から始めればいいのか質問したところ、できたら実務を重ねることと、自分なりに少しずつ情報を集めることをしていきたいと思っています。
 - ・ それぞれの立場からのご意見をいただき、大変参考になりました。
-

兵庫県・兵庫県歯科衛生士会における歯科衛生士への復職支援事業

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

事業名：歯科衛生士への復職支援事業

事業実施体制：兵庫県・公益社団法人兵庫県歯科衛生士会

情報提供協力者：兵庫県

○ 事業内容等について

兵庫県健康増進課では、歯科衛生士の離職の状況やその原因、復職に関する希望等を把握することにより、実態に即した支援策を検討し、歯科衛生士が復職しやすい体制づくりの一助とするため、平成 27 年度に歯科衛生士の就業に関する実態調査を実施している。この調査は、兵庫県立総合衛生学院と兵庫歯科学院専門学校の卒業生の計 3,580 人を対象として行われており、1,394 人からの回答を得ている（38.9%）。この結果、離職者の半数近くが復職への希望があるものの、自身の知識や技術への不安から、復職に結びついていない現状があった。また、歯科診療所だけでなく高齢者施設等、歯科衛生士が勤務可能な分野が広がっている一方で、復職に関する相談を行える機関が少ないことから、研修や講座等を実施し、知識や技術が学べる場を提供することで、復職に不安のある歯科衛生士の支援を行うに至った。

平成 28 年度の事業内容は、県が行う「歯科衛生士の復職支援検討会議」と、県歯科衛生士会が行う「歯科衛生士復職支援研修会」および県健康福祉事務所(保健所)が行う「歯科衛生士復職支援講座」からなる。

平成 28 年度歯科衛生士への復職支援事業

1. 歯科衛生士の復職支援検討会議

- ① 実施主体：兵庫県 健康増進課
- ② 参集者：県歯科医師会、県歯科衛生士会、歯科衛生士養成校関係者、健康福祉事務所歯科衛生士等
- ③ 内容：復職支援研修会及び講座の内容について
復職啓発用媒体や資材の作成と活用方法について
- ④ 回数：年 2 回

2. 歯科衛生士復職支援研修会

- ① 実施主体：公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会
- ② 対象者：離職中の歯科衛生士（主に診療所での復職を希望する者）
- ③ 内容：最新の歯科診療に関する情報、歯石除去や歯面清掃等の実習等
- ④ 回数：年 1 回

3. 歯科衛生士復職支援講座

- ① 実施主体：兵庫県 健康福祉事務所（2 か所）
- ② 対象者：離職中の歯科衛生士（主に地域活動や専門的口腔ケアの実施を希望する者）
- ③ 内容：行政における歯科保健活動、健康教育のポイント、
専門的な口腔ケアや介護保険施設での歯科保健活動 等
- ④ 回数：6 回× 2 会場

県健康福祉事務所（保健所）が行う歯科衛生士復職支援講座の概要について

平成 28 年度 歯科衛生士復職支援トライアル講座内容（全 6 回）

※平成 28 年 9 月～平成 29 年 2 月の第 3 木曜日 【兵庫県芦屋健康福祉事務所】

	開催日時	主な内容	担当講師名
1	平成 28 年 9 月 15 日（木） 13:30～15:30	① オリエンテーション、 先輩歯科衛生士と交流会 ② こども・おとなのブラッ シング指導のポイント	歯科衛生士 小前 みどり 歯科衛生士 西原 雅恵氏 姫路歯科衛生士専門学校校長補佐 小松 陽子氏
2	10 月 20 日（木） 13:30～15:30	いまどきの歯科医院探訪 ※芦屋市内の歯科医院を 見学（4 施設）	① のとはら歯科医院芦屋診療所 歯科医師 能登原 靖宏氏 ② ひだまり歯科クリニック 歯科医師 飛田 達宏氏 ③ 芦屋川聖栄歯科医院・矯正歯科 歯科医師 山東 栄佳氏 ④ 森歯科医院 歯科医師 森 太一氏
3	11 月 17 日（木） 13:30～15:30	① 訪問歯科診療・口腔ケア 等指導の実際 ② 口腔ケアのポイント及 び清掃グッズの使い方、	歯科医師 芦屋市歯科医師会 小野 哲嗣氏 歯科衛生士村内歯科医院（尼崎市） 清水 豊子氏
4	12 月 15 日（木） 13:30～15:30	① 高齢者の口腔ケア・機能 向上について ② 訪問歯科指導のポイン トを関係者から学ぶ	歯科医師 芦屋市歯科医師会 谷端 美香氏 歯科衛生士 朝田 美鈴氏（宝塚市） 芦屋市ケアマネジャー友の会 神田 信治氏 療訪問看護ステーション 高木 佐知子氏
5	平成 29 年 1 月 19 日（木） 13:30～15:30	高齢者施設での口腔ケア 実践トライアル	特別養護老人ホーム あしや喜楽苑 施設協力歯科医師 池田 彩子氏 歯科衛生士 OHS Aグループ （3 名 朝田氏、小田氏、空池氏）
6	平成 29 年 2 月 16 日（木） 13:30～15:30	歯に良いおやつ作り （調理実習） 講座終了式 交流会・情報交換	芦屋いずみ会長 上坂 泰代 氏 修了式 ・芦屋市歯科医師会長 山下 訓氏 ・ひょうご歯科衛生士人材センター 添田清子氏

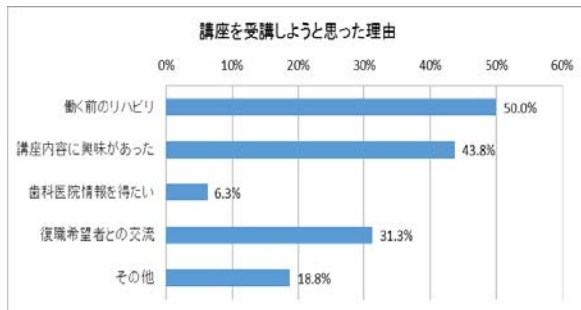
実施主体：兵庫県芦屋健康福祉事務所（保健所）

協 力：芦屋市歯科医師会、OHS Aグループ（歯科衛生士グループ）、芦屋いずみ会

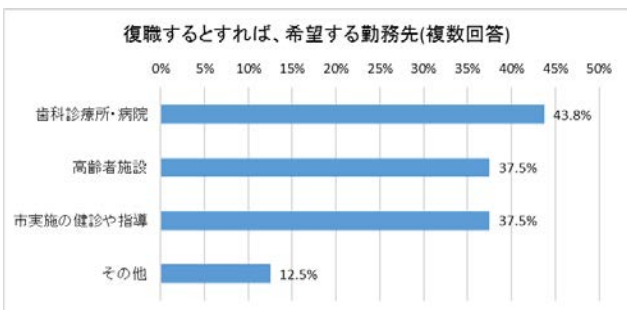
平成 28 年度 歯科衛生士復職支援トライアル講座内容

平成 28 年度歯科衛生士復職支援トライアル講座開催報告（提供資料の一部を抜粋）

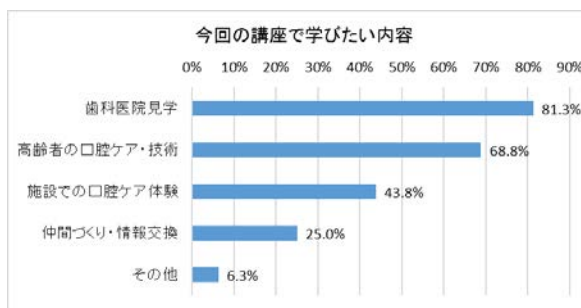
- ・受講者数：受講者数 20 名（申し込み者 21 名）
- ・平均年齢：45.1 歳（32 歳～59 歳）



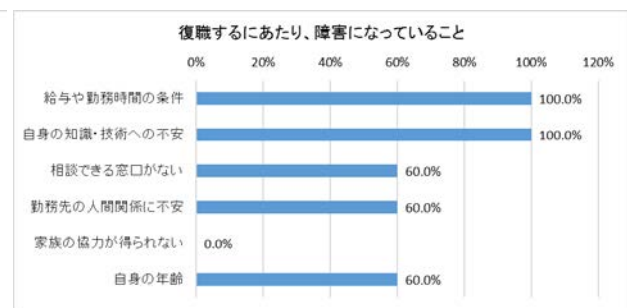
講座を受講しようと思った理由



復職するとすれば、どのような勤務を希望するか



今回の講座で興味がある・学びたい内容



復職するにあたり障害になっていること



第 1 回目講座の様子



いまどきの歯科医院探訪



口腔ケア講話・実習



高齢者施設での口腔ケア

愛知県における歯科衛生士への復職支援事業について

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

事業名：歯科衛生士就業実態調査報告書

事業実施体制：愛知県・一般社団法人愛知県歯科医師会

情報提供協力者：愛知県

○ 事業内容等について

▽調査対象について

	歯科衛生士調査	歯科医師調査
調査対象	愛知県下在住の歯科衛生士	愛知県下全域の歯科診療所開設者
調査対象人数	5,000名	3,727 医療機関
回答者数 (回答率)	841名 (16.8%)	1,565 (42.0%)

▽主な結果

【歯科衛生士調査】

- ・回答者の 71% (587 名) が歯科医院に勤務し、29% (244 名) が勤務していなかった。
- ・勤務していない 244 名のうち、
 - 再就職希望者は約 8 割 (ぜひ再就職したい 16.8%、条件があえば再就職したい 63.9%)
 - 再就職時の障害 (複数回答質問) として高率を示したのは、「勤務時間」(79.5%) と「スキルや知識等の不安」(64.8%)。
 - 再就職時の希望勤務形態として高率を示したのは「パート」(75.8%)。
- ・勤務している 587 名のうち、
 - 現在の勤務形態は「常勤」(45.6%) と「パート」(50.4%) がほぼ半々の割合。
 - 日あたりの勤務時間の最頻値は「常勤」が「8 時間」、「パート」が「4 時間」。
 - 週間あたりの勤務日数の最頻値は「常勤」が「5 日」、「パート」が「4 日」。

【歯科医師調査】

- ・雇用歯科衛生士数は、0 名が最多 (25.8%)、次いで 1 名 (23.3%) と、雇用人数が多いほど低率。
- ・ブランクのある歯科衛生士の雇用経験「あり」は 53.8%。
- ・歯科衛生士の不足人数 (理想とする人数と現状人数との差) をみると、約 6 割か不足 (差の値が 1 以上)。→不足している延べ人数は 1,163 名 → 県全体で 2,769 名 (単純計算)。

在宅歯科医療連携室における歯科衛生士を活用した取組事例

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

(1) 埼玉県事例について

事業名：地域在宅歯科医療推進体制整備事業

事業実施体制：埼玉県（一般社団法人埼玉県歯科医師会に委託）

情報提供協力者：埼玉県歯科医師会常務理事 深井 稔博 氏

(2) 新潟県事例（上越歯科医師会を中心として）について

事業名：在宅歯科医療連携室整備事業

事業実施体制：新潟県（一般社団法人新潟県歯科医師会に委託）

情報提供協力者：新潟大学大学院医歯学総合研究科 大内 章嗣 氏

○ 事業内容等について

これらの二つの取組については、復職支援を主に掲げている事業ではないが、在宅歯科医療連携室において歯科衛生士を活用し、機能強化を図っていることから収集を行ったものである。

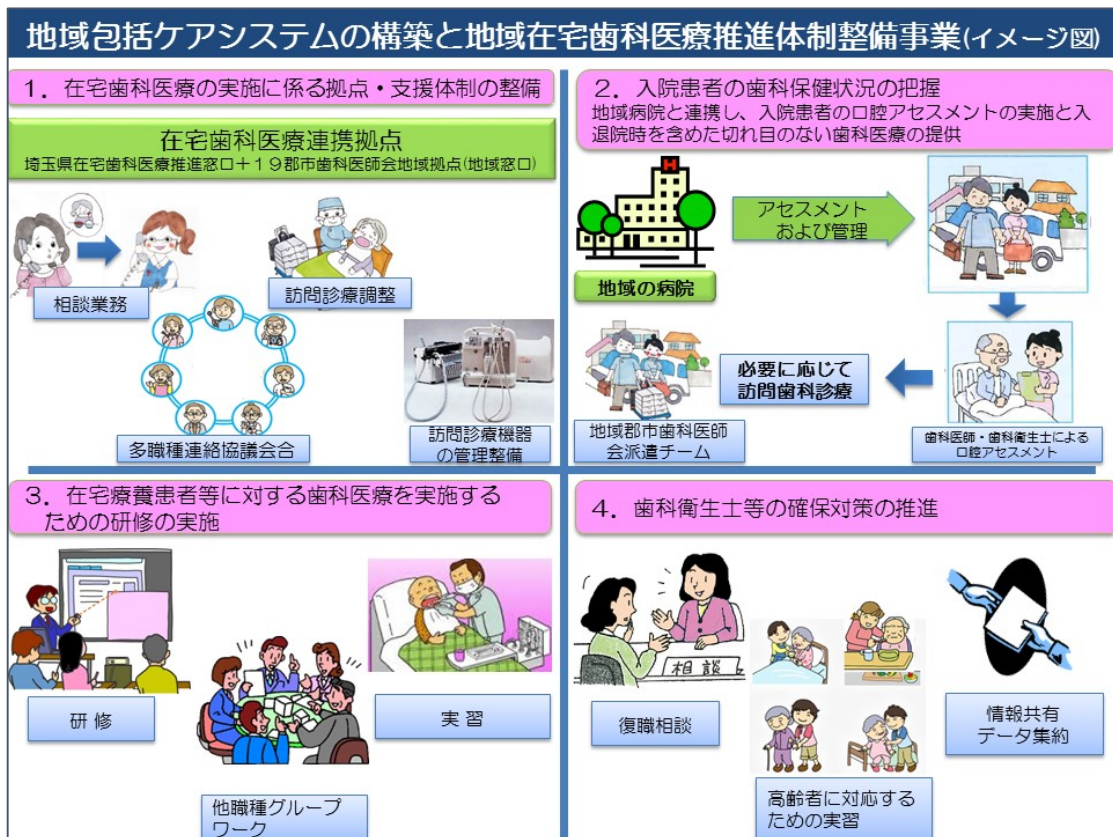
(1) 埼玉県（地域在宅歯科医療推進体制整備事業）

埼玉県および埼玉県歯科医師会においては、歯科保健医療を必要としながら提供されていない高齢者等に対して在宅歯科医療・歯科保健を提供する観点から、地域で相談できる窓口を設置し、適切な歯科医療を提供する体制づくりを行うことを目的として、平成26年度から「地域在宅歯科医療推進体制整備事業」を開始した。

この事業では、県内19地域に在宅歯科医療を推進するための拠点を設置し、歯科衛生士を配置して相談対応や受診調整を行うとともに、在宅歯科医療・歯科保健を推進するために新たに必要となる歯科衛生士を確保するため、復職支援のための研修会や相談会を実施している。

平成29年2月時点において、141名の歯科衛生士を非常勤職員として配置し、具体的な業務としては、在宅歯科医療に関する相談業務や歯科訪問診療の調整、また入院患者の歯科保健状況の把握などを中心として在宅歯科医療の推進に関する取組を展開している。

また、同事業においては、在宅歯科医療・歯科保健を推進するために、新たに必要となる歯科衛生士を確保するため、復職支援のための研修会や相談会を実施している。



埼玉県・埼玉県歯科医師会「地域在宅歯科医療推進体制整備事業」の概要

(2) 新潟県(在宅歯科医療連携室整備事業)

新潟県では、管内の上越歯科医師会が、同会の独自事業として平成18年3月に「訪問口腔ケアセンター」を設置した。上越地域ではかねてから歯科診療所に勤務する歯科衛生士の確保が課題となっており、こうしたなか、訪問口腔ケア(訪問歯科衛生士指導や歯科衛生士による居宅療養管理指導等)を円滑に実施していくためには、いわゆる在宅(潜在)歯科衛生士の掘り起こしと有効活用を図っていくことが不可欠であった。このため、訪問口腔ケアに従事してくれる在宅歯科衛生士等に登録してもらい、各歯科医療機関等からの出務依頼とのマッチングを図ることによって、歯科衛生士人材の有効活用による訪問口腔ケアの推進を目的としたものであった。

その後、平成22年度から開始された厚生労働省の補助事業(在宅歯科医療連携室整備事業)を契機に、新潟県から新潟県歯科医師会の委託事業として在宅歯科医療連携室整備事業が開始され、上越歯科医師会では従来からの訪問口腔ケアセンターの業務に加え、医療・介護等、関連多職種との連携窓口、在宅歯科医療希望者等の一般市民の窓口、訪問歯科医療従

事者の負担軽減の支援等の業務を追加した（表1）。併せて、こうした取組の今後の水平展開を見据えて、平成23年にモデル地区として県内でも特に高齢化の著しい佐渡歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置している。

平成26年度の医療介護総合確保基金の創設を受けて、在宅歯科医療連携室の県内全域への展開を決定し、平成28年度までに県歯科医師会の基幹連携室を含め、計14カ所の在宅歯科医療連携室を設置し、同連携室に配置した歯科衛生士（非常勤）および登録歯科衛生士を中心とした訪問等による病院、介護施設・事業所等との連携体制の構築、一般住民および関係者からの相談・依頼への対応など、在宅歯科医療、地域包括ケアの推進に向けた取組を行っている。

表1 上越在宅歯科医療連携室（旧訪問口腔ケアセンター）の機能・役割

旧訪問口腔ケアセンターの機能 (H18～)	在宅歯科医療連携室として追加された機能 (H22～追加・拡充)
歯科衛生士人材バンク機能	窓口・連携基盤整備機能
以下の業務への登録歯科衛生士の 出務依頼受付・派遣調整 ①訪問口腔ケア（訪問歯科衛生指導、居宅療 養管理指導） ②介護保険施設における口腔衛生管理 等 ③介護予防・通所介護事業所における口腔機 能向上サービス ④地域ケア会議・退院時カンファレンスへの DH派遣 ⑤口腔ケア研修会への講師派遣 ⑥歯科健診事業・歯科保健啓発事業 等	①医療・介護等、関連多職種との連携窓口 ②在宅歯科医療希望者等、一般市民の窓口 ③訪問歯科医療従事者の負担軽減の支援 ④効率的な歯科医療提供のための多職種連 携のコーディネート ⑤訪問歯科医療、口腔機能向上に関する地域 住民への普及啓発 ⑥訪問歯科医療に従事する人材育成 ⑦訪問歯科医療に関する調査研究

秋田県における歯科衛生士を活用した口腔保健支援センター推進事業

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

事業名：秋田県口腔保健支援センター推進事業

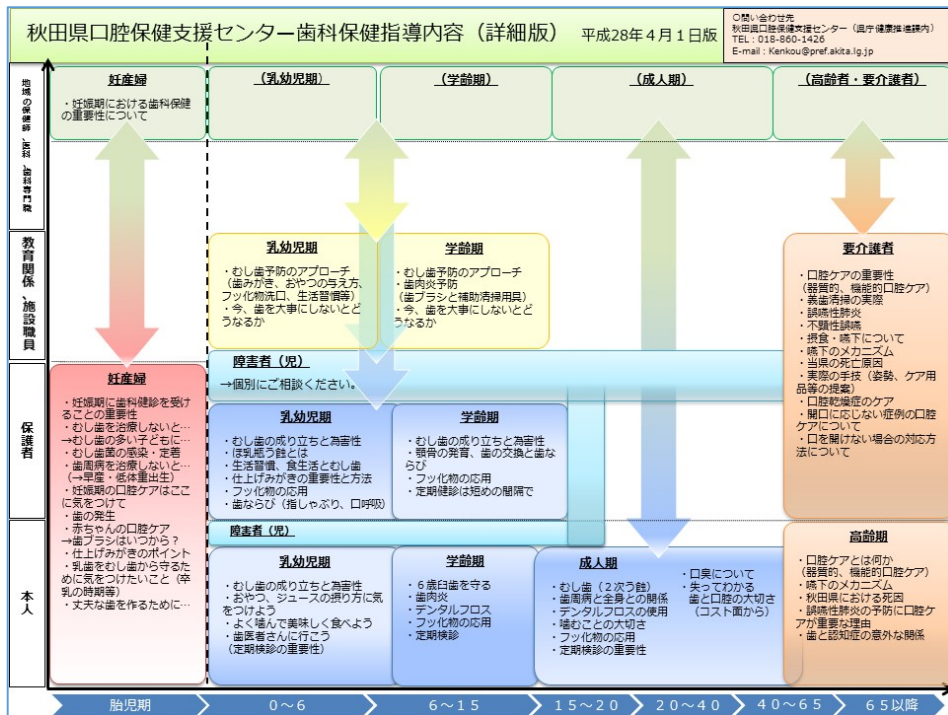
事業実施体制：秋田県

情報提供協力者：秋田県健康福祉部健康推進課 小畑 充彦 氏

○ 事業内容等について

平成 23 年 8 月に公布・施行された歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、都道府県・政令市等は口腔保健支援センターを設置できることとなった。秋田県では、これに基づき、県内の歯科口腔保健のより一層の推進のため、平成 24 年 4 月に「秋田県口腔保健支援センター」を設置し、歯科衛生士 4 名を非常勤職員として県の財源で雇用することとなった。具体的な取組内容として、(1)市町村に対する歯科保健に関する情報提供等、(2)社会福祉施設、学校等における歯科保健関係者に対する歯科保健指導等、(3)調査研究等の補助等を実施している。

国は口腔保健支援センターの設置を推進するとともに、人的資源として、行政に勤務する歯科衛生士等の積極的な配置を促進している。秋田県における歯科衛生士を活用した口腔保健支援センター推進事業は、全国に先駆けて取組を開始した経緯があり、こうした口腔保健支援センターの運営を通じた歯科衛生士の配置および活動は、未就業等の歯科衛生士の就業モデルとなり得る。



秋田県口腔保健支援センター歯科保健指導内容詳細版（通称：カタログ）

鳥根県歯科医師会における歯科衛生士学生による地域歯科医療体験ツアー

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

事業名：鳥根県地域歯科医療体験ツアー
 事業実施体制：鳥根県
 情報提供協力者：鳥根県歯科医師会

○ 事業内容等について

本報告の本文でも述べたように、鳥根県では県の西部地区における歯科衛生士不足が顕著であることから、西部地区以外の鳥根県内自治体に在住する歯科衛生士学生等を対象に、同県西部地域の歯科医療機関現場への二泊三日による体験ツアーが行われ、平成 25～28 年度で 36 名が参加した（平成 28 年度は参加対象に歯科技工士学生も加わるようになり 2 名が参加）。

図 1 は本事業の PR パンフレットから抜粋したものの、また図 2 は事業の実施要領である。

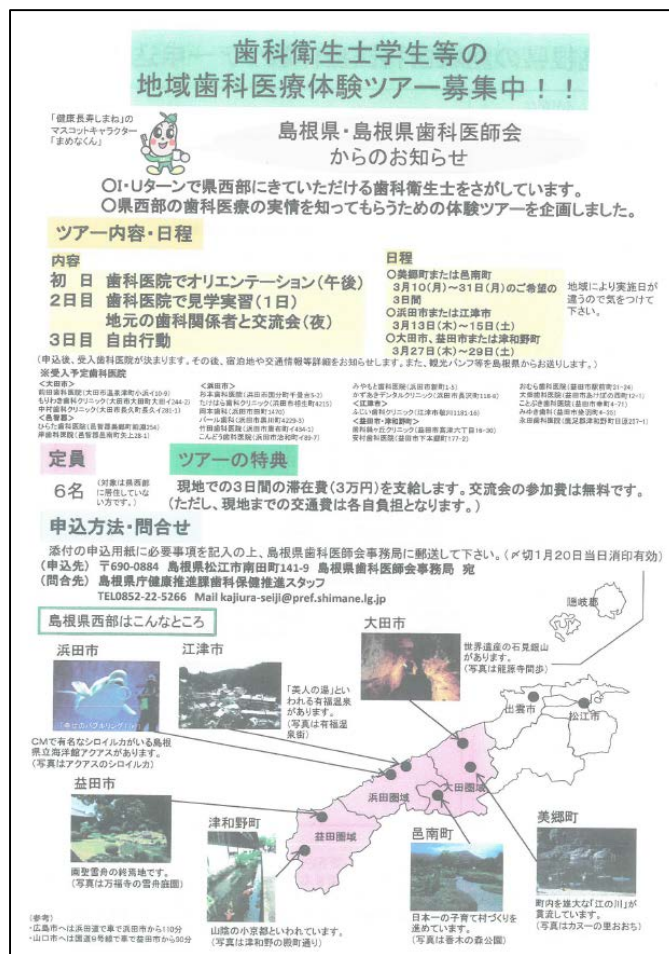


図 1 地域歯科医療体験ツアーの PR パンフレット
 (資料提供：鳥根県歯科医師会)

平成 28 年度春休み

歯科衛生士科・歯科技工士科学生等の地域歯科医療体験ツアー

(地域歯科医療実習) 実施要領

1. 目的

歯科医療を安定的に提供するために必要な歯科衛生士や歯科技工士が、県西部で特に少ない状況にあり、人材確保が重要な課題となっています。そこで、担い手である学生等に県西部の歯科医療を実際に知ってもらい、I・Uターンでの就業を促すことを目的に、歯科医療機関において「地域歯科医療体験ツアー（地域歯科医療実習）」を実施します。

2. プログラム

- (1) 歯科医療機関等における実習
- (2) 地域歯科医療関係者との交流会

3. 実施日程

春休み期間中の1泊2日

4. 実習カリキュラム

1日目 (午後) 歯科医療機関からのオリエンテーションと見学実習
(夜) 交流会

2日目 歯科医療機関における見学実習

※見学実習は、1泊2日の間で概ね1～2か所の予定です。

なお、ツアーの参加決定後、交通手段、宿泊地、集合場所・時間等は島根県歯科医師会からご案内します。

4. 対象者

現在、島根県県西部（大田市、邑智郡、浜田市、江津市、益田市、鹿足郡）以外に居住している歯科衛生士科及び歯科技工士科の学生、及び歯科衛生士、歯科技工士有資格者を対象とします。

5. 定員 先着8名

6. 申込方法・問合せ

添付の申込用紙に必要事項を記入の上、島根県歯科医師会事務局に郵送して下さい。

(※切 平成29年2月20日必着)

(問合せ・申込先) 〒690-0884 島根県松江市南田町 141-9 島根県歯科医師会事務局 宛
Tel:0852-24-2725 fax:0852-31-0198 mail: info@shimane-da.or.jp

7. 滞在費の支給

参加者には、実習のための滞在費として一人当たり2万円を支給します。なお、現地までの交通費は各自負担となります。

8. アンケートの提出

参加者には簡単なアンケートの提出をお願いします。

図2 「地域歯科医療体験ツアー」事業の実施要領

(資料提供：島根県歯科医師会)

栃木県（栃木県立衛生福祉大学校）における中学生等を対象とした 理科と歯科技工とを関連付けた出張授業

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

事業名：栃木県立衛生福祉大学校出張授業

事業実施体制：栃木県（栃木県立衛生福祉大学校）

情報提供協力者：栃木県（栃木県立衛生福祉大学校）青山 旬 氏

○ 事業内容等について

栃木県立衛生福祉大学校歯科技術学部では、県内の中学校等の生徒に対して、理科の授業と歯科技工とを関連付けて、高等学校までの理科の理解が重要であることを学ぶための出張授業の取組を実施している。実際の授業内容では、歯科技工士とはどのような職業かを説明するとともに、歯科治療に用いられる歯科材料の性質等について、物理、化学、生物等の知識を用いて、説明を行っている。また、実際に指の印象採得を行い、石膏模型を作製し、授業終了後は模型を生徒一人ひとりに対してお土産として配布している。

この取組を実施することにより、中学校での授業科目の一つである理科の重要性を学ぶことができるとともに、歯科技工士という職業を知ることができる。延いては、理科で学ぶ内容が実際の職業において活かされていることを知ることができる。



栃木県立衛生福祉大学校における理科と歯科技工に関する出張授業
（訪問先：栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校）